## 静岡県告示第880号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年12月22日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成29年12月22日

<b>丰</b> 名	쏬	旧.	4π	事	111	勝	\17.	+	
誧	山山	믔	ᇪ	#	)11	游	44-	$\sim$	

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
136号	賀茂郡南伊豆町湊字志戸6番の1から	平成29年12月22日
下田石廊松崎線	賀茂郡南伊豆町青市字小田坪1021番の1まで	

## 静岡県告示第881号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年12月22日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成29年12月22日

静岡県知事 川勝平太

路	線	名	供	用	開	始	0)	区	間	供用開始の期日
菊川停車場伊達方線			菊川市西方字桜田4505番の8から 菊川市西方字寺下5415番の4まで					平成29年12月22日		